



厚生労働省福島労働局 発表

平成 27 年 1 月 30 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
監察監督官 伊藤 達夫
電話 024(536)4602

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

～重点監督を実施した事業場の半数を超える 36 事業場で違法な残業～

福島労働局（局長 引地 睦夫）は、昨年 11 月の「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間の過重労働など、労働基準関係法令の違反が疑われる 64 事業場に対して、当局管内の労働基準監督署が集中的に実施したものです。

その結果、半数を超える 36 事業場で違法な時間外労働が認められました。これら労働基準関係法令違反を確認した事業場に対しては、早期の是正・改善に向けた指導を行いました。

【重点監督の結果のポイント】

- (1)重点監督の実施事業場： 64 事業場
このうち、57 事業場（全体の 89.1%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2)主な違反内容〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- 違法な時間外労働があったもの： 36 事業場（56.3%）
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 100 時間を超えるもの： 9 事業場（25.0%）
うち月 150 時間を超えるもの： 2 事業場（5.6%）
法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。
- 賃金不払残業があったもの： 12 事業場（18.8%）
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 3 事業場（4.7%）
- (3)主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
- 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 37 事業場（57.8%）
労働時間の把握方法が不適正なため
指導したもの： 19 事業場（29.7%）

福島労働局では、今後も、長時間の過重労働が疑われる事業場に対して厳正な監督指導を実施し、労働基準関係法令の遵守徹底を図ってまいります。

(別紙) 平成 26 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況(福島労働局)

全国分は、平成 27 年 1 月 27 日に厚生労働本省において発表しています。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072217.html>)

厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>) > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2015 年 1 月 > 平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況
(福島労働局)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

重点監督実施状況

平成 26 年度過重労働解消キャンペーン(平成 26 年 11 月)の間に、64 事業場に対し重点監督を実施し、57 事業場(全体の 89.1%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 36 事業場、賃金不払残業があったものが 12 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 3 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反があった 事業場数(注1)	主な違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止 対策(注4)
合計		64 (100.0%)	57 (89.1%)	36 (56.3%)	12 (18.8%)	3 (4.7%)
主な 業種	製造業	23 (35.9%)	20 (31.3%)	13	3	2
	商業	13 (20.3%)	12 (18.8%)	10	5	0
	保健衛生業	9 (14.1%)	9 (14.1%)	5	2	0
その他の業種		19 (29.7%)	16 (25.0%)	8	2	1

(注1) 括弧内は、64 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

(注2) 労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第 37 条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕

(注4) 労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反〔1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
64	10 (15.6%)	22 (34.4%)	14 (21.9%)	8 (12.5%)	7 (10.9%)	3 (4.7%)

表 3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
64	5 (7.8%)	13 (20.3%)	12 (18.8%)	4 (6.3%)	19 (29.7%)	11 (17.2%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 37 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 6）
37	7	17	14	24	8

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注 6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 19 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2（6））（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2（3）ア）（注 2）	実態調査の実施（基準 2（3）イ）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）ウ）（注 2）		
19	11	0	9	3	4	0

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった 36 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、9 事業場で 1 か月 100 時間を、2 事業場で 1 か月 150 時間を超えていた。

表 6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超 80 時間以下	1 月当たり 80 時間超 100 時間以下	1 月当たり 100 時間超 150 時間以下	1 月当たり 150 時間超 200 時間以下	1 月当たり 200 時間超
13	5	9	7	2	0

是正・改善指導の対象となった主な内容

- 【事例 1】 時間外労働に関する協定に定める限度を超え、最も長い労働者で月 140 時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、正社員に対しては 40 時間分以上の残業代を支払わず、かつ、休日がない月が数回認められたもの(商業)
- 【事例 2】 時間外労働に関する協定に定める限度を超え、かつ、同協定を所轄労働基準監督署長に届け出ていないまま、最も長い労働者で月に 150 時間を超える違法な時間外労働を行わせていたもの(製造業)
- 【事例 3】 時間外労働に関する協定で「月 45 時間を超えて時間外労働を行わせることができる回数」を年 6 回と定めていたのに、その回数を超え、かつ最も長い労働者で月 160 時間の違法な時間外労働を行わせていたもの(接客娯楽業)